	ory or Academic resouces
Title	スティーヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家(下): ーー三九年の司教逮捕事件とその結末
Sub Title	Church and state in the civil war of King Stephen : the arrest of the Bishops in 1139 and its consequences (II)
Author	吉武, 憲司(Yoshitake, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.2 (1986. 9) ,p.85(201)- 115(231)
JaLC DOI	
Abstract	In June 1139, when Empress Matilda was rumoured to be on the point of invading England to press her claim to the throne, King Stephen arrested Roger Bishop of Sahsbury(de facto Chief Justiciar), Nigel Bishop of Ely(the treasurer of the Exchequer) and Alexander Bishop of Lincoln, who were all important figures in the politics and administration of the kingdom. About a hundred years ago, William Stubbs wrote that this incident had two major consequences Firstly, it is said to have ruptured the alliance between the Church and the Crown which had lasted since the accession of Stephen in 1135 Secondly, it is supposed to have destroyed the sophisticated administrative machinery which had been developed under the direction of Roger of Salisbury and Nigel of Ely in the reign of Henry I As a result, Stubbs regarded the arrest of the bishops as a trigger for the subsequent "anarroty". Although some qualifications have been voiced about Stubbs' statement, modern historians such as R H C Davis and Edward J Kealey still hold similar views In spite of their arguments, however, closer scrutiny of various chronicles and charters makes it clear that the traditional view can no longer be upheld The Church seems to have continued to support Stephen even after the arrest of the bishops (June 1139) and at least until the Battle of Lincoln (February 1141), as virtually all the English and Welsh bishops (excepting only that of Ely) attended the king's court between these two incidents. Likewise, the charter evidence shows that in this period many local administrators were still attending the king's court and the king seems to have had enough officials to maintain the royal government relatively in order. In short, the effect of the arrest of the bishops was not so serious as has been supposed It was, in fact, after the capture of Stephen at the Battle of Lincoln that the royal government stopped functioning and the Church, though reluctantly, deserted the king for the first time The common belief of ecclesiastics in those days was th
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860900-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スティーヴン治世期王位継承の内乱に

おける教会と国家(下)

―一一三九年の司教逮捕事件とその結末―

三、国王行政に対する司教逮捕事件

の影響

日命されたのであり、また、逮捕事件の結果、ロジャー・任命されたのであり、また、逮捕事件の結果、ロジャー・根構の全般的停止を主張しており、また、今日において、それはスティーヴィスは国王行政の断絶面を強調している。デイヴィスの強調するところによれば、逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「動逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「動逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「司教逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「司教逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「司教逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「司教逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「司教逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「司教逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「司教逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の「司教逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、「ロジャー・

吉 武 憲 司

スティーヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家(下)

八五 (二〇二)

を明らかにしてみたい。
- の論文を批判的に検討することにより、以上の問題点

が去り、それに伴いこれらの部局の能率(productivity) が表り、それに伴いこれらの部局の能率(productivity) がより、それに伴いこれらの部局の能率(productivity) がより、それに伴いこれらの部局の能率(productivity) がまり、それに伴いこれらの部局の能率(productivity) がまり、それに伴いとないのは、productivity)

を作成した。キーリー (7)とにより部分的に評価される」と仮定し、下のような表 題があるように思われる。キーリーは、「スティーヴンの づいているという点では評価できるが、 した仕事の量及びそれに生じた職員の変動を吟味するこ 政府がどの程度効率的に機能していたかは、それが処理 滅少したことを強調 四五 ズベリー キーリーのこの結論は、それが国王特許状の統計 年の間 の失脚により引き起こされたと主張するので の時期にスティ は、この表の中で一一四一年と一 それが 1 ヴンの特許状の数が急激 ロジャ 解釈に若干の問 1 . オブ・ソー に基

ある。

第一表 AVERAGE ANNUAL CHANCERY CHARTER ISSUE

-		
	Yearly	Issue
Period	Stephen	Matilda (or Henry)
1135—40	69	1
1141—45	25	13
1146—50	30	4
1150—54	34	22

ものなのである。言い換えるならば、それは、政治的変を計るものではなく、多分に政治的状況によって決まる一に、特許状の発行数は原則として尚書部の効率によって決まるのではなく、まして司教逮捕事件によって国王を計るものではなく、まして司教逮捕事件によって国王を計るものである。言い換えるならば、それは、政治的変によった、特許状の発行数は原則として尚書部の効率によって、場合、特許状の発行数は原則として尚書部の対象をは、それは、政治的変ものなのである。言い換えるならば、それは、政治的変ものなのである。言い換えるならば、それは、政治的変ものなのである。言い換えるならば、それは、政治的変ものなのである。言い換えるならば、それは、政治的変ものないのではない。

スティーヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家(下)

行しており、この数字は逮捕事件以前のものに比べ、そ(9)

での間に、スティーヴンは多分四十枚以上の特許状を発

つまり一一三九年六月から一一

四一年二月ま

至る期間、

たであろう。逆に、

司教逮捕事件からリンカンの戦

K

特許状の数はキーリーの表のものよりはるかに少な

カゝ

つ

の人々が新国王に特権の確認を求めたと考えられるから

ヴンの地位はこの年に最も安定しており、非常に多く

実際には一一三六年に表の数字よりもはるかに多くの国

王特許状が発行されたと思われる。

何故ならば、

スティ

との間の相関関係を隠す結果となっている。たとえば、

しかし、それは、特許状の発行数と政治的変動

あろうが、キーリーは表の中で五年単位に年平均を出し

に左右されるのである。恐らく単に統計学的理由からで

の中で教会がどちら側を支持していたかということ

ている。

内乱

されているという事実からわかるように、その発行数は

あれ現存している特許状のほとんどが教会のために発行

づくのである。そして第二に、

オリジナルであれ写しで

動に従ってどれだけの人々がスティーヴンや女帝マティ

ダに自分たちの特権の確認を求めたかということに基

である。

それ故、

一一三七年から一一三九年の間の国王

れほど少ない

ものとは思われ

な

しかし、

スティ

]

ヴ

れ 状を除いて国王特許状は発行されていない。これの王妃マティルダ(Queen Matilda)による数枚 うことをここで強調しておきたい。 数の減少や尚書部の能率の低下によるも しかし、特許状の発行数が減少したのは、 し、それに伴って尚書部の書記数も減少したのである。 ることができず、特権の確認を求める人々の数は両派共 ティーヴンが解放されて以来、両派共に決定的勝利を得 帝マティルダは、多くの人々から特権の確認を求め ところが、九カ月にわたるスティーヴンの捕囚の間、 戦いに至る期間 に減少した。そのため、 て、女帝マティルダはイングランド上陸からリンカン ン 一枚もしくは二枚の特許状を発行しているに過ぎな の捕囚の間(一一四一年二月——一月)、スティ 約四十枚の特許状を発行している。 (一一三九年九月——一四一年二月) 特許状の発行数も両派共に 一一四一年に 0 尚書部 っではな で書記 いとい いの特許 に対 1 減少 ヴ 女 0

が辞職したり免職されたりするという結果を引き起こしいた。しかし、「司教の逮捕は、その労働力の三分 の二の書記がロジャー・オブ・ソールズベリーの下で働いて書部の書記数の減少である。彼によれば、九名の尚書部尚書部の衰退に関するキーリーの二番目の論拠は、尚

書部を去った。

すなわち、

逮捕

事

件

0)

後

には

一名もしく

さらに二名が

兀

の混乱

0

中

で

尚

は二名の経験を積んだ書記

がステ

1

ヴ

ン

に過ぎず、

尚

書部

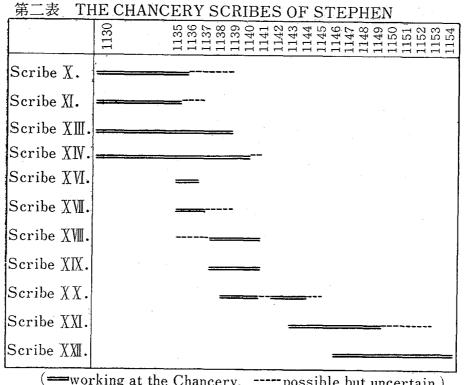
の能率が

低下

た

の

で



(—working at the Chancery. —possible but uncertain.)
Based on Regesta vol.iii.,pp.xiii—xv.

deric として仕えていた。 過ぎず、 書部は・ 十分 は 0 同 直前 機構の専門家」と呼ばれているロジャ 明 時 様 1 ン L16/1 であっ 期 6 办 な ヴ 枚 力 彼 機能 カン 办 K に 0) ン 少 しながら、 Sigillo) 江五名も、 事件 彼の下に で 特 の戦 なくともリ 0) つ ス 0 ある。 前任者に劣らず盛ん たとい テ もとに留 たように思わ 許 l 狀 続 1 の後 しく な発行 に至る けて 1 尚書部 以にはそ はボ が うことも、 ヴ 既 T まっ 元に述べ 国 ン は六名の書記が活発に ١, ン が書記 た ル カ A・M・ビショッ たようである。(15) 年半 デ の のうち三名も れ て ように思われる。 る。 IJ 新長官フ お たように、 0) 特許状 n 140 ツ 戦 の経験のある人物を欠 に国 間 ク 国王尚 (Keeper of the 国王尚 にステ まで恐らくそれ 王特許 デ・ の認証 1 IJ 書部 ス プによって「行 またさらに、 書 ィ テ 逮捕事 ギ 状を認証 プ 者 働 では 部 は 1 口 匹 V ヴ 0 0) 1 名が 書 ダ IJ 逮捕 ヴ 1 て は ス 1 い 件 以 ン 多分 事 1 IV ス た カン 前 の カン 7

(Roger de Fécamp)は、この時期に国王宮廷に最も 対象に出廷した者の一人であった。書記官リチャード・ が・ブーローニュ(Richard de Boulogne, the Clerk) は一一三七年以来スティーヴンに仕えており、この時期 にも依然として国王特許状の証人となっている。以上の (Ralph)という「尚書部長官(chancellor)」を持ってい (Ralph)という「尚書部長官(chancellor)」を持ってい で。以上の点を考慮するならば、司教逮捕事件の後に国 王尚書部は必ずしも深刻な書記不足に悩んではいなかっ たというべきであろう。国王尚書部の機能が停止するの は、むしろスティーヴンがリンカンで捕囚の身となった 後のことであった。

それからキーリーのような結論を導き出すことは妥当と 地として註の中で八枚の令状を挙げているが、必ずしも はスティーヴンの治世の残りの期間〔つまり、司教逮捕 まは以前に Scribes xiii, xiv がヘンリー二世 の令 逮捕事件以前に Scribes xiii, xiv がヘンリー二世 の令 したというものである。キーリーによれば、 がたが、「これらの 試 み はスティーヴンの治世の残りの期間〔つまり、司教逮捕 ないたが、「これらの 試 み がんンリー二世の令

> てがスティーヴン治世後期に属しているのである。(32) writ)」への変化であった。この発展を示す例としてこ 「令状の司法化 (judicialization of writs)」、つまり、「執 ば、令状制度の歴史において最も重要な発展の一つは、 みを行っていたが、その要求を満たすために新たな令状 ティーヴン治世後期にも継続され、 捕事件の後ではない)国王尚書部の活動が縮小したが は思われない。 こで三枚の国王令状を挙げることができるが、これら全 行的令状 (executive writ)」から「司法的令状 (judicial いて発展すら見られたのである。たとえば、スティ の形式が発展させられつつあった。一例を挙げるなら ンはその治世後期において司法面でいくつかの新たな試 ヘンリー一世治世期から受け継がれた尚書部の伝統は 確かに、 リンカンの戦 いくつかの局面 いの後に (司教 にお ヴ

明することは困難である。しかし、次に、史料の許す限実際のところ、史料上の制約からその存続を積極的に証思われる。しかし、今までの議論は概して消極的であり、思われる。しかし、今までの議論は概して消極的であり、思われる。しかし、今までの議論は概して消極的であり、思われる。しかし、今までの議論は概して消極的であり、以上の議論から、司教逮捕事件直後に国王尚書部の機以上の議論から、司教逮捕事件直後に国王尚書部の機

政がどのように機能していたかを明らかにしてみたい。り司教逮捕事件からリンカンの戦いに至る期間に国王行

でイヴィスやキーリーによれば、スティーヴンは複雑な行政機構を理解することができず、ロジャー・オブ・ウィスとキーリーは、ロジャーの失脚が国王行政の衰退がイスとキーリーは、ロジャーの失脚が国王行政の衰退をもたらしたと考えているようである。しかし、スティーヴンはヘンリー一世の宮廷で長く暮らしており、その手行政に関して全く何も学ばなかったというのは言い過ぎかもしれない。内乱期に傭兵に大きく依存していたスティーヴンのような国王が、財政と深く結びついていたティーヴンのような国王が、財政と深く結びついていたラか。女帝マティルダによって支配されていたイングラうか。女帝マティルダによって支配されていたイングラうか。女帝マティルダによって支配されていたイングララか。女帝マティルダによって支配されていたイングラッド西部を別にして、スティーヴンはある程度行政を掌握していたと考えるのが自然であろう。

も国王行政は彼女によって導かれていたようである。司ティルダによって受け継がれ、スティーヴンの捕囚の間の後「副王(viceroy)」の地位はスティーヴンの王妃マー一三九年のロジャー・オブ・ソールズベリーの失脚

宮廷で育てられた双子の兄弟ムーラン伯 ウォ おいていたらしい。また、ヘンリー一世の財務侍従であられていたらしい。また、ヘンリー一世の財務侍従でありまれていたらしい。また、ヘンリー一世の財務侍従であ 官)がいた。この他に若きリチャード・ド・ル(タン) 教逮捕事件後、国王行政の中心には、ヘンリー ド・フェカンは、リンカンの戦いに至るまで国王宮廷に 央政府の要」であると述べている。アドレルム(AdeleIm) ward)であり、彼はこの期間最も頻繁に国王特許状を認 執事ウィリアム・マルテル (William Martel, the にこの期間国王宮廷にいた。国王宮廷の役人の長は宮廷(28) (Waleran Count of Meulan) とレスター ではないかと考えられる。以上の役人の他にスティ(3) ティーヴンの侍従(chamberlain)であった ロジャー かつてノルマンディーの財務官(treasurer)であり、ス ロジャー・オブ・ソールズベリー失脚後の「国王宮廷と中 証している。H・A・クローンはウィリアム・マルテルを (Robert Earl of Leicester ヘンリー二世治下の最高法 ンは自分の宮廷に侍従リチャード (Richard the Cham-定期的に出廷しており、 の解任後、宮廷財務長官は任命されなかった。しかし、 (Richard de Luci ヘンリー二世治下の最高法官) 彼が国王財政を管理していたの 伯 口]] ν J 世 Ste-ラ 0 ヴ

l'Arche) も一一三九年のクリスマスまで 国王宮廷に出げるrche) も一一三九年のクリスマスまで 国王宮廷に出廷しており、侍従長オーブリー・ド・ヴェアー(Aubrey de Vere, Master Chamberlain)も一一四〇年中頃まで生存していた。国王城代・侍従武官長(constables)に関しては、女帝マティルダの上陸直後にブライアン・フグロスター(Miles of Gloucester, Gloucester Castle)が離 反 したが、ロバート・ド・ヴェアー(Robert d'Oilly, Oxford Castle)とロバート・ド・ヴェアー(Robert de Vere, Dover Castle)は依然としてこの時期にも頻繁に国王宮廷に出廷している。また、マイルズとブライアンの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を補うために、一一四〇年以降ターギス・ド・アの離反を対している。また、マイルズとブライアンの離反を対している。また、マイルズとブライアン・ファールが表によります。

国王の命令を伝えるため地方の行政官に令状が送付され欠いていたとは思われない。この時期にも以前と同様に部を除き、広範囲にわたる地域の地方行政家をある程度の対は、アンジュー派支配下にあったイングランド西司教逮捕事件からリンカンの戦いに至るまで、スティーの対し、

執行するであろう」という文面で終っている。しかし、なすまでオーブリー・ド・ヴェアーが汝らに対して強制 り、 Cathedral) にその土地を再占有させるよう命じている。(38) of Essex)はこの時期における最も活発な地方行政家の それにもかかわらず、ヒューとスティ 彼ら二人がイーリーの修道士らに支払らべき地代(farm) 発行された国王令状は、セント・マーティン・ル・グラ と一一四〇年三月の間にアンドーヴァー(Andover)で 状が三枚もしくは四枚残存している。一一三九年一二月 は、「もし汝らがそれを行わないならば、汝らがそれを を払うかその土地を返還するよう求めている。その令状 (Hugh and Stephen de Scalers)にさらに令状を送り、 しかし、その全てが返還されることはなかったようであ からジェフリーに令状を送り、イ ーリ ー 大 聖 堂 (Ely 四〇年のいつかスティーヴンはヘリーフォド(Hereford) の土地を占有させるようジェフリーに命じている。一一 ンドヴィル (Geoffrey de Mandeville, the local justice た。たとえば、エセクスの地方判官ジェフリー・ド・マ 一人であったようであり、この時期に彼に宛てられた令 ン (St. Martin le Grand) 教会にモールドン (Maldon) 国王はヒュー及びスティーヴン・ド・スケイラーズ ーヴンは国王の命

史

〒女上重要であったということの当然の帰結であった。 (⁴) セクス伯に任命されたが、それは彼がこの地方において る。10 ものと考えられる。 (42) ある。このことはスティーヴンの尚書部の連続性を示す が一一四〇年五月頃死去したため、 リー二世によって発行された令状と類似していることで に関して重要なことは、それらがロジャー・オブ・ソー ジェフリー・ド・マンドヴィルに宛てられた一連の令状 行政上重要であったということの当然の帰結であっ ۲, フリー・ド・マンドヴィルに対してベリー・ 令に従わなかった。そこで、オーブリー・ド・ヴェ ルズベリーによって、またさらにヘンリー一世及びヘン ーとスティーヴンに対して強制執行するよう 命 じ マンズ (Bury St. Edmunds) から令状を送り、 以上の二枚の令状が送付されて後、ジェフリー 国王は代わりにジェ セン ٢ 7 ヒュ ア は] 二 工

が現存するのみである。しかし、これらの令状は主とし (鉛) に宛てられた令状 バート・エイトペンス (Osbert Eightpence, the local 会のためにロンドン及びミドルセックスの地方判官オス て土地占有に関するものであり、 には、この時期にはセント・マーティン・ル・グラン教 ジェフリー・ド・マンドヴィ ルに宛てられた令状の他 純粋に行政的なもので

> 状のみが教会や修道院にとって保存する価値のあるもの と考えられるのである。 純粋に行政的な令状もこの時期に数多く発行され たからである。 であり、それらのみが現在まで伝えられる可能性があ はない。それ故、これらの他にも城塞や橋の修 城塞から城塞への貨幣の移送の命令といったような 何故なら、土地占有に関する令 理 の た

定してきた。しかし、以上の議論から明らかなように、(4) と主張することは困難であると思われる。 激な衰退が逮捕事件直後に生じたとは思われない。 退し、それによって「アナキー」が引き起こされたと想 てや司教逮捕事件が「アナキー」の重要な原因であっ キーリーの言うような国王行政(とりわけ尚書部) くの歴史家は、司教逮捕事件の結果国王行政が急激に衰 スタッブズ以来デイヴィス、キーリー に至るまで、 の急 まし

伯 ズベリーによって統制されていた情報収集機構が崩 われたと述べている。そして、「軍事的方策〔つまり、 たことを補うためにスティーヴンによって伯の任命が行 R・H・C・ヴイヴィスは、 の任命) は行政的効率性に代わるものとはならず」、 ロジャ] オブ・ ソ 1

ングランドを除き、逮捕事件直後に必ずしも深刻な行政し、本稿の議論から明らかなように、少なくとも西部イ 張している。 丰 政 壊の結果ではないのである。それどころか、もし国王行 キー」が存在したとしても、 えるほうがより自然ではないかと思われる。 点が反乱の多発及び伯の任命の主要な原因であったと考 たこと、また、一一三九年九月に女帝マティルダがイン たため当時内乱の勃発が差し迫っていると感じられてい ティーヴンに対して誠実誓約(fealty)を正式に破棄 ロスター伯ロバート (Robert Earl of Gloucester) がス 一一三八年以来のものである。それ故、一一三八年にグ 上 0) 反乱の勃溌を阻止することはできなかったのであると主 グランドに上陸し内乱が実際に始まったこと、以上の二 ー」の結果なのである。 の衰退・崩壊があったとすれば、それはむしろ「アナ の衰退が生じたとは考えられず、また伯の任命自体は は多分に司教逮捕事件の結果だというのである。 すなわち、一一三九年以降反乱が多発した それは国王行政の衰退・崩 もし「アナ しか L

一世治世期にロジャー・オブ・ソールズベリーによった時代であると考えられがちであった。これは、ヘンリ古くからスティーヴン治世期は国王行政組織が崩壊し

二世治世期へと伝えられたのかといった問題を設定する 解の一部を成すものであった。確かに、他の治世期と世による秩序の回復と共に再建されたという一般史的 較するならば、特に一一四一年以降ある程度の行政: 件後の「アナキー」 され、また、 ティーヴン治世期をただ無批判的に国王行政が衰退し されたのであった。このような点を考慮するならば、 受け継がれ、さらに若干の発展が加えられたが、ヘンリ ヴン即位以前に発展した令状はスティ とえば、ヴァン・ケーネヘムの研究によれば、スティ 行政の連続性を強調する傾向にあるように思われる。 たにせよ、 定できない事実である。 て作り上げられた高度に発達した行政機構が司教逮 ほうがより有益であろう。 危険であろう。 の衰退がスティーヴン治世期に見られたということは否 不活発となるが、その中で国王行政の伝統がい ンリー一世の統治の伝統が失われた時代と考えることは 一二世治下にはこの基礎の上にコモン・ロー令状が 比較的最近の研究はスティーヴン時代 いかなる発展が新たに加えられ、 確かに一一 の中で崩壊 しかし、ある程度の衰退があっ 四一年以降国王行政が比較 したが、 ーヴン内乱期にも 他の治世期と比 次のヘンリーニ かに維 ンリ の 確 国王 機構 捕 ス 立

史

註

的意味を考察する。

・ 本稿前篇(上)(『史学』五五巻、二・三号、七一―一〇本 本稿前篇(上)(『史学』五五巻、二・三号、七一―一〇

Gesta Stephani: K. R. Potter and R. H. C. Davis(eds.),本稿(下)で使用する略号は以下の通りである。

Gesta Stephani, Oxford Medieval Text (Oxford 1976).

Henry of Huntingdon: T. Arnold (ed.), Henrici Archidiaconi Huntendunensis Historia Anglorum, The History of the English, by Henry, Archdeacon of Huntingdon, Rolls Ser. 74 (London 1879).

Historia Pontificalis: M. Chibnall (ed.), Historia Pontificalis, John of Salisbury's Memoirs of the Papal Court (Nelson's Medieval Text, 1956).

John of Hexham: T. Arnald (ed.), 'Historia Iohannis Prioris Hagustaldensis Ecclesiae', in *Symeonis Monachi Opera Omnia*, vol. ii. Rolls Ser. 75 (London 1885).

Orderic Vitalis vol. vi.: M. Chibnall (ed.), The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis vol. vi., Oxford Medieval Text (Oxford 1978).

Regesta vol. iii.: H. A. Cronne and R. H. C. Davis

(eds.), Regesta Regum Anglo-Normannorum vol.iii. (Oxford 1968).

Regesta vol. iv: H. A. Cronne and R. H. C. Davis (eds.), Regesta Regum Anglo-Normannorum vol. iv. (Oxford 1969).

William of Malmesbury, H.N.: K.R. Potter (ed.), The Historia Novella by William of Malmesbury (Nelson's Medieval Text 1955).

B.I.H.R.: Bulletin of the Institute of Historical Research.

E.H.R.: English Historical Review.

T.R.H.S.: Transactions of the Royal Historical Society.

- (1) W.Stubbs, The Constitutional History of England, vol.i. 6 th ed. (Oxford 1897), pp. 352 f.
- (2) R.H.C.Davis, King Stephen 1185-1154 (London 1967), pp. 32-4, 48. 国璽の変更に関しては、 Regesta vol.iv., Plates I and II を参照。
- (の) H.A.Cronne, The Reign of Stephen, Anarchy in England 1135-54 (London 1970), pp.185-282. do., 'The Office of Local Justiciar in England under the Norman Kings' University of Birmingham Historical Journal vol.vi. (1957), p.36. 逮捕事件による「行政

機構の停止」に対する異論は、古くはJ・H・ラウンドとより出されている。J.H.Round, Geoffrey de Mandeville; A Study of Anarcny (London, 1892), pp. 99 f., 154. cf. do., 'The Origin of the Exchequer' in The Commune of London and Other Studies (London 1899), pp. 62-96.

- (4) E.J. Kealey, 'King Stephen; Government and Anarchy' Albion, The Proceedings of the Conference on British Studies vol.6 (1974), pp.201-17.
- (5) ibid., pp.204f. キーリーのこのような主張にもかか と考えているようである。Cronne, The Reign of Ste-と考えているようである。Cronne, The Reign of Ste-と考えているようである。Cronne, The Reign of Ste-がたより「深刻な衝撃」を受けたことは否定しない。 ibid., p.38.
- (ω) Kealey, 'King Stephen; Government and Anarchy' p. 216.
- (下) ibid., p. 202.
- 許状の数は当然キーリーの表のものよりも少なくなるで行されたに違いない。そのため治世二年目以後の国王特を行っている。ホリスターの論点は以下の通りである。(8) キーリーの論文に対してホリスターが既に簡単な批判

vol.6 (1974), pp. 234 f. Proceedings of the Conference on British Studies 四点の批判は、要するにキーリーの表が政治変動による 講和以後スティーヴンは権威を回復し、その結果国王特 全く発行をされていない。それ故、この時期の特許状数 一一四一年のスティーヴンの捕囚の間国王特許状は 数字をそのまま国王行政の指標として受け 取れ ない。 後半の特許状数は当然減少するはずであり、キーリーの をも失っていたという事実も考え合わせるならば、治世 が一一三九年以降イングランドのかなりの部分の支配権 ィーの支配権を失ったという事実、また、スティーヴン あろう。口、一一四一年以降スティーヴンがノルマンデ ດ° C.W. Hollister, 'Stephen's Anarchy' Albion, The 特許状発行数の変化を明らかにしないということであろ 許状の発行数は増加したであろう。ホリスターの以上の の平均はキーリーの表より高くなる。四、一一五三年の

- 、。 状の年代を確定しやすいということを指摘して おき た事件とリンカンの戦いの間のほうが他の時期よりも特許(9) 本稿(上)、九五―九六頁、註(51)参照。但し、逮捕
- (A) Regesta vol. iii., nos. 24, 207, 530 (?)
- (日) Regesta vol. iii., nos. 391, 419
- (A) Regesta vol. iii., p. xliv.
- (3) Kealey, 'King Stephen: Government and Anarchy',

史

pp. 206 f., 216

- 14 上記註(9)参照。
- of Henry I, Stephen and Henry II (Oxford 1961), pp. 1-35. Cronne, The Reign of Stephen, pp. 206-20. riptores Regis, Facsimiles to Identify and Illustrate はビショップによって示された尚書部勤務の 年 代 で あ ティーヴンの書記は以下の通りである(カッコ内の年代 the Hands of Royal Scribes in Original Charters 基づく訂正である)。 り、その後のノートは Regesta vol.iii., pp.xiii-xv に Regesta vol. iii., pp. xiii-xv. T.A. M. Bishop, T・A・Mビショップによって確定された十一名のス Sc-

charters he wrote for Stephen are Regesta vol. iii. or 1136); Scribe xvii. (active in 1136), but the Scribe xi. (1127-35), but the only charter for Stephen to 1140; Scribe xx. (1139-December 1141), but from 346 (1135 x 39); Scribe xviii. (1138-40), but actually nos. 389 (1136 x 37), 445 (1135 x 39), 936 (1135 x 52) (1127-39); Scribe xiv. (1131-41): Scribe xvi. (1135 is Regesta vol. iii., no. 521 (1135 x 37); Scribe xiii for Stephen. Regesta vol. iii., no. 786 (1136 x 39); Lincoln; Scribe xix. (1136-41), but from March 1137 from December 1137 to the eve of the Battle of Scribe x. (1123-35). but he wrote only one charter

> Scribe xxii, (January 1138-54), but from 1146 to 1154 46), but from before 1143 to 1149, possibly to 1153 before August 1138 to 1144 x 45; Scribe xxi. (1139 (本稿八八頁、 第二表を参照)。

ある。 xvii, xviii, xix, xx が一一三九年に国王尚書部で勤務 また、Scribe xvii がその時活発に活動していたかどう 間にスティーヴンのために少なくとも二枚の特許状を作 り Peter the Scribe は逮捕事件からリンカンの戦いの の後にも国王尚書部で勤務し続けた。 その事件のために)その職を去ったとされているようで Scribe 自身が住むようになる St. Martin le Grand 教 くは、ロジャーが参事会長をしており、後に Peter the 務していたのではないと主張している。何故なら、 成している (Regesta vol. iii., nos. 525, 543.)。 かも確かではない。Scribes xviii, xix, xx は逮捕事件 ィーヴンの下で勤務していたかどうかは定かではなく、 しており、そのうちの六名が逮捕事件の後(そして多分 よって作成され、それが国王によって承認されるという 等が国王尚書部専属の書記によってではなく受領者側に 会のためであるからだというのである。 二枚の特許状はロジャー・オブ・ソールズベリー、 ーは、Peter the Scribe はこの時期に国王尚書 部で 勤 キーリーによれば、Scribes x, xi, xiii, xiv, xvi, しかし、Scribes x, xi, xvi が一一三九年にステ Scribe xiv りま 確かに、

chancellor under Henry I; no. 260 for Ely Cathedral and 256 for Durham Cathedral whose bishop had その上、ロンドンの St. Martin le Grand 教会は国王 vol. 23 (1972), pp. 9-26, quatation from p. 13. Davis, 'The College of St. Martin-le-Grand and the しっかりと結びつけられていたのであった」。 R. H. C. ダの大義に対抗するものとして、スティーヴンの大義に 単に国王の保護を受けていただけでなく、女帝マティル れば、「セント・マーティン・ル・グラン教会は、それ故、 ィンチェスターであった)。R・H・C・デイヴィスによ にその参事会長に任命されたのは、ヘンリー・オブ・ウ い関係があった(ロジャー・オブ・ソールズベリーの次 ローニュ伯領の相続人であったその王妃マティルダと深 尚書部書記官の供給源であり、国王スティーヴンやブー whose bishop was Roger's nephew, Nigel of Ely)° been a clerk under Roger and had been the royal Adam the Clerk of St. Martin le Grand; nos. 255 や教会のためであった (Regesta vol.iii., no.15 for 王特許状のうちの四枚も、ロジャーと関係の深かった人 Peter the Scribe が一一三九年以前に作成した六枚の国 ことは、当時しばしば行われた慣行であった。しかし、 ために国王特許状を書いたという事実から、一一三九年 Anarchy 1135-54', London Topographical Record Peter the Scribe が St. Martin le Grand 教会の

> あろう。 まのでのでは一一四一年初めまで国王尚書部へ移ったのでのたという結論を導き出すのは必ずしも妥当だとは言いから一一四一年までの間彼が国王尚書部で働いていなかから一一四一年までの間彼が国王尚書部で働いていなか

Reign of Stephen, p. 217.

pp. 30 f.

pp. 30 f.

pp. 30 f.

(16) Regesta vol. iii., p.x. Roger le Poer が三年半の在 戦期間中に六十二枚の国王特許状の認証枚数が必ずしも彼 を認証している。但し、特許状の認証枚数が必ずしも彼 を認証しているのに対

(A) Bishop, Scriptores Regis, p. 25. Regesta vol. iii., nos. 525, 526, 189, 787, 788, 789, 640, 921, 586 (?),

19 Regesta vol. iii., p. xii. and nos. 526, 399.

状を発行している。ibid. nos. 24, 207. マティルダはスティーヴンの捕囚の間ラルフと共に特許 Regesta vol. iii., p. x and nos. 921, 586 (?).

21 xiii は一一四二年以降ロンドン司教とレディング修道院 xviii, xix が国王尚書部を去ったと思われる。但し、ク 四四年以降 St. Martin le Grand 教会で、また一一四 四年まで女帝マティルダの尚書部で勤務し、さらに一一 長に仕えている。Scribe xiv は一一四一年から一一四 P らる。Cronne, The Reign of Stephen, p. 217. Scribe ローンは Scribe xiii もこの時に尚書部を去ったと考え terbury のもとで働いている。ibid., pp.215 f. Regesta 七年から四八年まで Theobald, Archbishop of Canvol. iii., pp. xiii-xv. 上記註(15)参照。リンカンの戦いの後、Scribe xiv,

22 p. 214. キーリーの挙げた論拠は以下の通りである。 38) by vol. iii., no. 260 (1136 x 40) by the Scribe xiv.; novel disseisin, Regesta vol. iii., no. 257 (1136 Kealey, 'King Stephen: Government and Anarchy', the Scribe xiii.; writ of right, Regesta

九八(二一四)

d'ancester, Regesta vol. iii., no. 536 (1139 x 54). Scribe xiv or his imitator for the Queen; more be a printing mistake), no.539 (1145 x 47) by the for the Empress (Kealey cited as 682, but it must 54) by the Scribe xiv or his imitator; writ of course, no. 537 (1139 x 52) by the Scribe xxi, no. 552 (1143 x execution of judgement, Regesta vol. iii., no 543 Regesta vol.iii., no.628 (1141) by the Scribe xiv (December 1139 x March 1140) by the Scribe xiv.,

the Scribe)もしくはその「模倣者」により書かれてい を中心に行われていたということは明らかである。 がスティーヴン治世後期に St. Martin le Grand 教会 なのかは不明である。いずれにせよ、令状の重要な発展 り正式に承認されたものなのか、偽造とも呼びうるもの る。それ故、これらが St. Martin le Grand 教会側に nos. 552, 539 は当時その教会にいた Scribe xiv (Peter nos. 537, 552, 539, 536 は国王尚書部と関係の深かった 三九年以前に発行されたと見なされるに過ぎない。令状 Grand and the Anarchy'を参照。 点に関しては、Davis, 'The College of St. Martin le より作成された可能性も存在するが、それらが国王によ ロンドンの St. Martin le Grand 教会のためであり、 これらの論拠のうち奇妙にも一枚もしくは二枚が一一

(3) Regesta vol. iii., no. 692(1140 x 54)(the development

towards the writ praecipe-the writ of summon); no.545 (1143 x 47) by the Scribe xiv or his imitator, no.546 (1147 x 52) (the judicialization of writ recognition).

R.C.Van Caenegem, Royal Writs in England from the Conquest to Glanville: Studies in the Early History of the Common Law (London 1959), pp. 239-48 (especially pp. 243 and n. 4), 275-7. do., The Birth of the English Common Law (Cambridge 1973), pp. 39 f. 松垣裕『イギリス封建国家の確立』(山川出版社 一九七二年)三二二一三二四頁。

Scribe xiii を初めとするスティーヴン治世初期の書記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面記官によって書かれた。

St. Martin le Grand 教会に関係している。 St. Martin le Grand 教会に関係している。

- (☼) Davis, King Stephen, p.31. Kealey, 'King Stephen: Government and Anarchy', pp.230 f.
- (15) Cronne, The Reign of Stephen, p. 280.
- (26) F. J. West, The Justiciarship in England 1066-1232 (Cambridge 1966), p. 25. Cronne, The Reign of Stephen, p.256. 王妃マティルダは一一四〇年にアンジュー派との和平交渉や自分の長子 Eustace とフランス国王の妹 Constance との婚約などに関して活発に活動していた。王妃マティルダはこの時期に四枚の特許状を認証している(Regesta vol.iii, nos.921, 477, 478, 479)。彼女は自分自身の「尚書部長官(chancellor)」を持っており、スティーヴンの捕囚の期間に自分自身の名前で特許状を発行している(Regesta vol.iii, nos.24, 207, 530(?))。王妃マティルダの「尚書部長官」ラルフによる特許状の認証は、Regesta vol.iii, nos.921, 586(?)を参照。
- (27) West, Justiciarship in England, pp. 35 ff. ウォーレランとロバートが優秀な子供であったということはよく知られている。二人は十四歳の時に神学の議論で教皇や枢機卿らを驚かすほど 聡明 であった。G. H. White, 'The Career of Waleran, Count of Meulan and Earl of Worcester (1104-66)', T. R. H. S. 4 th ser, vol. xvii. (1934), p. 23. ロバート・オブ・レスターは Abingdon Abbey で教育を受け、後に「ジョン・オブ・ソー

ルズベリーとの王権の目的に関する対話において自分の 立場を維持することができた」。D. M. Stenton, English Justice between the Norman Conquest and the Great Charter 1066-1215 (London 1965), p. 70 また、ロバート・オブ・レスターは自分の所領に「財務府 (exchequer)」 を持っていた。 F. M. Stenton, The First Century of English Feudalism 1066-1166, 2 nd ed. (Oxford 1961), p. 70.

- (%) West, The Justiciarship in England, pp.25 ff., 37 f. Regesta vol. iii., nos. 477, 478, 293, 294, 4 (?), 690, 479.
- (%) Cronne, The Reign of Stephen, p.200. Regesta vol.iii., nos. 525, 452, 435, 787, 788, 308, 261, 262, 921, 437 (?), 477, 294, 586 (?), 479, 70.
- (30) 上記註(18)参照。 一一四一年復活祭(三月三〇日) 頃発行された女帝マティルダの令状が the barons of the Exchequer (baronibus de scaccario) へ宛てられて いる(Regesta vol. iii. no. 628)。これは、女帝マティル ダがオックスフォードの州長官の請負金(the sheriff's farm)から 5 s. 5 a d. の土地を Oseney Abbey に譲 farm)から 5 s. 5 a d. の土地を Oseney Abbey に譲 ていたのかも知れない。cf. R.L.Poole, The Exchequer でかたのかも知れない。cf. R.L.Poole, The Exchequer in the Twelfth Century (Oxford 1912), p. 160. この

たと考えるのも不可能ではない。)。この種の令状は、そ 財務府がリンカンの戦いの後に彼によって復活させられ それ故、この令状は、リンカンの戦い以前に財務府が機 tice) であった Robert d'Oilly により認証されている。 の財務府に関する詳細は、Cronne, The Reign of たのかもしれないということを暗示する。スティーヴン 州長官の会計報告が一一四一年及びその後行われなかっ より保管されていたという事実は、オックスフォードの た。それ故、この令状のオリジナルがオスニー修道院に いようにその場で役人により処分されるのが普通であっ れが財務府で提示をされた際、再び提示されることがな 能していたことを示唆するのかもしれない(但し、この 六―四一年)オックスフォードの地方判官(local jus によって発行されており、スティーヴンの下で(一一三 令状はリンカンの戦いの後わずか二カ月後に Scribe xiv Stephen, pp. 226 ff. 参照。 令状が Nigel of Ely によっても認証されているため、

(31) Richard the Chamberlain, Regesta vol.iii, no.788. この特許状は偽造文書である可能性があり、リチャードが存在しなかったということにはならない。Robert theが存在しなかったということにはならない。Robert the Butler, Regesta vol.iii, no.16.

- (A) Regesta vol. iii., nos. 189, 787, 788, 789.
- (3) Regesta vol. iii., p. xix and nos. 410, 308, 264. Round, Geoffrey de Mandeville, p. 81.
- (34) Robert d'Oilly, Regesta vol.iii., nos. 452, 627, 788, 16, 264, 293. Robert de Vere, Regesta vol.iii., nos. 526, 189, 787, 788, 789, 477, 4(?). Brian fitz-Count は本来 Abetot 家もしくは Beachamp 家が保有していた Worcester の constableship を受け継いだものと思われるが、彼は内乱期にはもっぱら Wallingfordの城主として登場する。Regesta vol.iii., p.xx.
- (35) Regesta vol.iii., p.xx and nos. 788, 263, 437(?), 293, 690, 265, 273, 70. ノルマン期の国王宮廷の構成については、G.H.White, 'The Household of the Norman Kings' T.R.H.S. 4th ser. vol.xxx. (1948), pp.127-155 及び、都築彰「Constitutio Domus Regisとその作成の背景」『史学雑誌』九三編、六号(一九八四年)、五七―七七頁参照。
- (%) cf. Regesta vol. iii., pp. xxii-xxv. William d'Aubigny Brito (itinerant justice of Henry I), Regesta vol. iii., no. 437 (?); Henry of Essex (itinerant justice before 1141, cf. Sheriff of Buckinghamshire and Bedfordshire in 1156), Regesta vol. iii., no. 273; Adam de Beaunay (itinerant justice before 1141), Regesta vol. iii., no. 4; Geoffrey de Mandeville (local

of Buckinghamshire and Bedfordshire under Henry vol. iii., nos. 690, 273, 399; Mainfenin Brito (Sheriff iii., no. 452, John of Hexham, p. 308; William Marte of Norfolk and Suffolk and of London and Middlesex Salisbury (Sheriff of Hampshire 1136-40), Regesta de Lacy (local justice of Yorkshire 1136-39), Orderic vol. iii., no. 114, Henry of Huntingdon, p. 273; Ilbert Alexander Bishop of Lincoln (local justice of Lin Regesta vol. iii., nos. 527, 528, 531 (just addressed) Geoffrey de Mandeville, p. 52 n. 4; Osbert Eightpence of Cambridgeshire and Huntingdonshire 1139-40), of Nottinghamshire and Derbyshire), Regesta vol. vol. iii., nos. 189, 788; Aubrey de Vere (local justice of Oxford 1136-41),上記註(3)参照; Walter of of Norfolk and Suffolk 1135-39(?) and 1155), Regesta 263, 4(?), 690, 265, 273, 210; Hugh Bigod (Sheriff justice of Essex), Regesta vol.iii., nos. 543, 308, (local justice of London and Middlesex, 1139-41). (Sheriff of Norfolk and Suffolk, 1139-46), Regesta Regesta vol. iii., no. 410; John fitzRobert de Chesney (Sheriff of Surrey),上記註(2)参照; Pagan (Sheriff 1136-40),上記註(33)参照; William Peverel (Sheriff Vitalis vol. vi., p. 545; Robert d'Oilly (local justice Regesta vol. iii., nos. 4 (?), 273, cf. Round,

colnshire), Regesta vol. iii., nos. 399, 114, 982, 983 (cf. nos. 641, 410, 627, 478, 293, 294, 586).

- Gaufrido de Magnavilla salutem. Precipio quod sine dilatione facias resaisiri ecclesiam et canonicos Sancti Martini Lundonie de terris et omnibus tenaturis suis de Meldona, unde Walterus de Provino minister comitis Theobaldi eos dissaisivit, ita plenarie dico facias eos resaisiri sicut inde saisiti fuerunt ipsi et ecclesia sua die qua dedi manerium illud comiti Theobaldo et die qua rex Henricus fuit vivus et mortuus et die qua Rogerus episcopus Saresberiensis fuit vivus et mortuus. Et bene et in pace et libere teneant sicut melius tenuerunt tempore regis Henrici, ne super hoc sustineas quod aliqua eis inde injuria [vel] contumelia fiat. Teste Philippo Cancellario. Apud Andeveram.'
- (%) Regesta vol. iii., no. 263. 'Stephanus rex Anglorum Gaufrido de Mannavilla salutem. Precipio quod ita plene facias habere priori de Ely et monachis omnes terras suas et homines et omnes consuetudines ita bene et in pace et honorifice et plenarie in omnibus rebus sicut tenuerunt die qua rex Henricus fuit vivus et mortuus et die qua episcopus Nigellus exivit de

- Ely, ita ne quicquam perdant pro penuria justicie. Teste Turgisio de Albrincis, Apud Hereford.'
- (%) Regesta vol. iii., no. 264. 'Stephanus rex Anglorum Hugoni de Eschalariis et Stephano nepoti suo salutem. Precipio vobis quod cito reddatis monachis de Ely firmam suam ita bene et plene sicut faciebatis priusquam caperem insulam de Ely, vel reddatis eis feudum suum quod tenetis. Et nisi feceritis Albericus de Ver constringat vos donec faciatis. Teste Roberto de Olli. Apud Oxenefordam.'
- (4) Regesta vol. iii., no. 265. 'Stephanus rex Anglorum Gaufrido de Mannavilla salutem. Precipio tibi quod constringas Hugonem de Scalariis et Stephanum de Scalariis donec ita bene et plenarie reddant monachis de Ely firmam suam quam eis debent sicut melius vel plenius faciebant priusquam caperem insulam de Ely, et tantum inde faciatis ne super hoc audiam inde clamorem pro penuria plene justicie. Teste Thurgisio de Aberincis. Apud Sanctum Edmundum.'
- (41) Regesta vol. iii., no. 273. E. J. King, 'King Stephen and Anglo-Norman Aristocracy' History vol. 59 して記されていないため、特許状 no. 273 は一一四〇年して記されていないため、特許状 no. 273 は一一四〇年

と考えられる。

結果ではなかったのである。エセクス伯任命は必ずしもアナキー的バロンの貪欲さのの時期国王の最も忠実な地方行政家の一人であり、彼のたが、以上の記述から明らかなように、ジェフリーはこマンドヴィルがアナキー的バロンの代表と見なされてきて、リ・H・ラウンドの古典的著作によりジェフリー・ド・

また、St. Botulph's Priory のためにジェフリーのエセクス伯任命後に発行されたのかも年にジェフリーのエセクス伯任命後に発行されたのかもしれない。

42) ロジャー・オブ・ソールズベリーによって発行された令状は、たとえば以下のものがある。 Regesta vol.iii., no.397(1137x39, at Westminster). 'Regerus episcopus Saresberiensis vicecomiti de Herefordia salutem. Fac habere monachos Gloucestrie lx solidos de elemosina regis quos solebant habere tempore regis Henrici et quos Paganus filius Johannis eis dare solebat. Et nisi feceris, Milo Gloucestrie faciat fieri. Teste Milone Gloucestrie. Apud Westmonasterium.'

ー失脚後における国王尚書部の連続性という点においてブ・ソールズベリー及び尚書部長官ロジャー・ル・ポア的令状(executive writ)に過ぎないが、ロジャー・オ本文で引用した国王令状(上記註(39))は単なる執行

重要であろう。たとえば、'nisi feceris'という令状の書なったのである。Van Caenegem, Royal Writs in England, pp.154-7.

- (43) Regesta vol. iii., nos. 527, 528, 531. ヘンリー二世治下に国王尚書部長官及びカンタベリー大司 教と なるいており、行政上の知識を身につけた。D. Knowles, Thomas Becket (London 1970), pp.8f.
- (4) 上記註(1)、(2)、(3) 参照。
- (4) Davis, King Stephen, pp. 30-5, 48.
- (46) 西部イングランドにおいては、国王行政は女帝マティルダにより引き継がれた可能性がある。内乱の時期に、東部イングランドはスティーヴンによって、西部イングたという点に関しては、E.J. King, 'The Anarchy of King Stephen's Reign' T.R.H.S. 5th ser. vol.34 (1984), pp.133-53 を参照。
- (4) このことは、ヘンリー二世の時代に司法・行政が顕著
- (鉛) Van Caenegem, Royal Writs in England. do., The Birth of the English Common Law. 歩た。 Cronne, The Reign of Stephen, pp.184-282 や物眠。

会編『イギリス中世社会の研究』(山川出版社 一九八五 岸「アンジュー統治体制の一局面」イギリス中世史研究 立』二六〇一三六四頁により、またクローンは、 所収、五三一五四頁により既に紹介されている。 ケー 厶 は 松垣裕 『イギリス封建国家の確

司教逮捕 事件の意味

な原因であった。確かに逮捕事件がある程度の影響を及ティーヴン治世期の転換点であり、「アナキー」の主要 件の重要性を過度に強調してきたと思われる。 王の側にあったのである。何らかの混乱が一一三九年末機能しており、この時期には大部分の封建バロンらも国 なく、国王行政も西部イングランドを除き比較的正常に は、本稿の議論から明らかであろう。司教逮捕事件以後 えられていたほど深刻なものではなかったとい ぼしたことは否定できないが、その影響の程度は従来考 九年六月の司教逮捕事件の結果ではなく、 ら一一四〇年にかけて起ったとしても、 以上述べてきたように、 デイヴィス、キーリーなどにとって、逮捕事件はス 教会は国王への支持を完全に徹回してしまうことは 歴史家はこれまで司教逮捕事 それは一一三 むしろその年 スタッ うこと ブ

> ろう。 の九月の女帝マティルダの侵入の結果と考えるべきであ

たのは、 れない。 へと移ったのであった。この時、聖職者やバを行い、多くの国王の役人及び書記がマティ 際、 壊の危機に瀕し、また教会が正式にマティルダを支持し ウズ(Robert Curthose)を念頭に置いていたのかもし 即位するかのように女帝マティルダに対して臣従の誓 に重大な事件であった。 てスティ 虜となり二十年後に捕囚の身で死んだロバート・カーソ 一四一年二月——一月)のみであったからである。 一一〇六年のタンシュブレー(Tinchebrai) 司教逮捕事件と比べるならば、 聖職者やバロンらは、恰も国王が廃位され新女王が 内乱期を通じてスティーヴンの捕囚の期間 ーヴンが捕囚の身となったことのほうが 何故なら、国王行政が完全な崩 リンカンの戦 聖職者やバロンらは、 の戦いで捕 ルダの政府 は K その る お

決定的勝利はある意味では偶然であった。その時までラ ター伯ラーヌルフ(Ranulf Earl of Chester) との ていなかった。 人的争いであり、 Ŋ ンカンの戦いは、 リ 王位継承問題そのものとは直接関係 ンカン 基本的にはスティ の戦いにおけるアンジュ ーヴンとチェ 間] 派

中国工会を表表的によっていたばかりでなく、 中二月スティーヴンはリンカン域にいたラーヌルフは自 な、リンカン司教アレクサンダーとリンカン市民の不平 は、リンカン司教アレクサンダーとリンカン市民の不平 は、リンカン司教アレクサンダーとリンカン市民の不平 りに関して和解した。しかし、その年のクリスマス節に 題に関して和解した。しかし、その年のクリスマス節に の訴えに応じ、スティーヴンはリンカン域にいたラーヌ の訴えに応じ、スティーヴンはリンカン域にいたラーヌ の訴えに応じ、スティーヴンはリンカン域にいたラーヌルフの がうの義父グロータス伯ロバートに援助を求めたのであっ かっを不意に襲った。この時点で初めてラーヌルフの がうの義父グロータス伯ロバートに援助を求めたのであっ な、ラーヌルフは国王宮廷から遠ざかっていたばかりでなく、

るために数多の親臣を忠実な〔リンカン〕市民とともにるために数多の親臣を忠実な〔リンカン〕市民とともにるために威厳をもって撤退すべきである。そして、再び良い時期に戻り、もし敵の軍勢がそこに残っているならば、国王の名に相応しい厳格さをもって彼らを打ち負かすべきである(……ut ingentem familiam cum deuotis ciuibus ad tutandam urbem constitueret, et ipse ad congregandum exercitum de cunctis Angliae regionibus honeste discederet, et rursus oportuno tempore si hostes ibidem permansissent ad expugnandum illos regali seueritate remearet.)」と。しかし、スティーヴンは勇敢にもそこで戦う道を選び、結局囚れの身となったのである。

一四三年のウィルトンの戦い(the Battle of Wilton) あらゆる面において深刻であった。聖職者や多くのバロ された後、国王の権威は幾分回復され、国王行政もその 受け継がれた。一一四一年一一月にスティーヴンが解放 でれた後、国王の権威は幾分回復され、国王行政もその でれた後、国王の権威は幾分回復され、国王行政もその でれた後、国王の権威は幾分回復され、国王行政もその でれた後、国王の権威は幾分回復され、国王行政もその であった。聖職者や多くのバロ

とはなく、57 ティ 以後、 捕事件よりもはるかに重要な事件であったと言うべきで のような点から考えるならば、 た あろう。 ンの実質的な支配領域は著しく縮小したのであった。こ ンの戦い以前 ーヴンが捕囚から解放された後にも国王側に戻るこ リンカンの戦いの直後に離反したバロンの多くは 内乱は膠着状態に陥り、 一一四一年から一一四三年の間 の活発さを取り戻すことは リンカンの戦いは司教逮 政治・行政活動はリン な にスティーヴ かった。 カ ま ス

してみたい。いて、司教逮捕事件がどのような位置にあるのかを考察いて、司教逮捕事件がどのような位置にあるのかを考察最後に、イングランドの教会と国家の関係の歴史にお

あり、教会の自由も実際にある程度伸長したのであっる支配は、他の国王と比較するならば確かに弱いものでと考えられることもあった。スティーヴン時代に多大な自由や特権を獲得したことによると見なされてきた。次のヘンリー二世とトーマス・ベると見なされてきた。次のヘンリー二世とトーマス・ベの弱体化を利用して多大な「自由」を獲得した時代であの弱体化を利用して多大な「自由」を獲得した時代である支配は、他の国王と比較するならば確かに弱いるだった。

った。 もかかわらず、「自由」を無制限に追求すること は なか続していた。そのため、教会は、王権の相対的弱体化にと国家の協働を第一とするゲラシウス的見解が根強く存ど国家の協働を第一とするがラシウス的見解が根強く存が ランドの伝統的教会・国家関係の理念、つまり、教会が、しかし、スティーヴンの内乱期においてさえ、イン

考えた。しかし、やがてこの教会と国家の二元論は、聖(52)の独立した両者の協調・協働こそこの世の理想であると り、 と国家はそれぞれ直接に神から由来したものであり、こ 俗両権力の混淆した一元的教会・国家観へと 道を 譲 を抱かなかったが、世俗国家と教会の関係のあり方につ 在し得ないということに関しては当時の人々は誰も疑問 に教会と国家の混淆した一元論的世界観であった。 逆転された。 ング的教会・国家関係はグレゴリウス改革の理念により 的性格を付与され、世俗国家と教会両方の至上権者とな た。まずカロリング帝国において、 ーマ教皇ゲラシウス一世(四九二―四九六年)は、教会 いてはいくつかの異った理念が存在した。たとえば、ロ 中世の世俗国家が何らかの宗教的裏付けなくしては存 教会を自らに従属させていた。(60) グレゴリウス的テオクラシーの教説も同様 皇帝は秘跡的・ しかし、 この カ 神政 口 1) っ

壊を目指す革命的なイデオロギーであった。 からの自由を要求するものであり、既存の世界秩序の破権の神政的性格を否定し、さらに教会の世俗権力の支配し、それは世俗権力に対する教皇の首位権を主張し、王

ウィ 配を強化した。 リウス的テオクラシーの理念が根付くことはなかった。 所領を封建制度の枠組に入れることにより自己の教会支 主張した。ウィリアムは、さらに、イングランドの教会 らが聖職者的権能と教会の問題に干渉する権能を持つと ロリング的神聖君主理念を利用し、塗油の儀式により自 ウィリアムは、まず、アングロ・サクソン時代以来のカ ていた。ウィリアムはこのノルマンディーの 伝統 に 従 統である世俗権力の教会に対する支配の原則が確立され (Charles le Simple) より受けて以来、カロリング的伝 い、自らをイングランド教会の支配者であると考えた。 ロロ (Rollo) が教会に対する権威をシャルル 単純 王 ノルマンディーでは、九一一年に初代ノルマンディー公 しかしながら、イングランドでは、このようなグリゴ リアム征服王(William the Conqueror)の育った

にウィリアム征服王によって確立された多分にカロリンアングロ・ノルマン期の教会・国家関係は、このよう

ングランドの教会改革を行った。ウィリアム・ルーファであり、あくまでもウィリアム征服王の支配のもとでイ り、 き、他のほとんどの司教を敵に回すことになった。イン政教条約(the Concordat of Westminster)の直前を除 との争いにおいて、一一〇七年のウェストミンスター も、同様に、ウィリアム・ルーファス及びヘンリー る他の司教の中で孤立してしまった。 ということを否定したが、彼はランフランクを初めとす アム・オブ・セント・カレー (William of St. Calais) あった。ノルマン征服以後初代のカンタベリー大司教ラ グ的であったとしても、王権の指導のもとに教会と国家密に規定することは難しいが、それは、たとえカロリン グランドにおける叙任権闘争の間に多くの政治論稿が出 は、国王がウィリアムの世俗事項に関して裁判権を持つ ス(William Rufus)の治世初期に、ダラム司教ウィリ ンフランク(Lanfranc)はグレゴリウス的理念とは無縁 会の自由の主唱者は、一一、一二世紀を通じ常に少数者で の協調・協働を目指すクリュニーの理想に近いものであ グ的な伝統の上に発展することになった。その理念を厳 ングランドでは、極端なグレゴリウス主義者、極端な教 少なくとも非グレゴリウス的であった。そのためイ かの聖アンセル 世

とができなかったのである。(69)する国王裁判権を否定したトーマス・ベケットに従うこ きるが、たとえベケットの主張が教会法的に正しいもの家の間の不明確な境界をめぐる争いと理解することがで なかった。ヘンリー二世治下のベケット論争は、ウェス(67) であったとしても、多くの司教、聖職者は、ゲラシウス る。一一〇七年のウェストミンスターの政教条約以後、(66)オブ・フルーリー (Hugh of Fleury) などがいたのであ 的原理をはるかに越え、全ての事項に関して聖職者に対 トミンスターの政教条約で理論的に分離された教会と国 ゴリウス的理念が一般の聖職者に受け入れられることは ス的理念がより強く押し出されるようになったが、グレ 「ヨークの匿名著作家」のような神政君主制理念 は 衰退 へと向い、ヒュー・オブ・フルーリーのようなゲラシウ York)」やグリゴリウス主義に対抗して保守的なクリュ を主張する「ヨークの匿名著作家(the Anonymous of されたが、 ニー・ゲラシウス的教会・国家関係を擁護するヒュ その中には依然として極端な神政君主制理念 1

アンジュー朝期の聖職者階級一般の政治的信念は、たとな英雄的行動にもかかわらず、アングロ・ノルマン朝期、以上のように、アンセルムやトーマス・ベケットのよう

った。

「大きのは、大きのは、大きのである。

「大きのもとで、大きのが、大ないででである。

「おいった。このはに関しては、一般に弱いなされるスティーヴン治世期も例外ではなく、教会はあなされるスティーヴン治世期も例外ではなく、一般に弱いされるスティーヴン治世期も別外ではなく、教会はあなされるスティーヴン治世期も別外ではなく、教会はあるされるスティーヴン治世期も例外ではなく、教会はあるが、大きのでは、大きのではないったとしても、少ならをではなかったとしても、少ならをではなかったとしても、少ならをではなかったとしても、少ならない。

が、スティーヴンはカンタベリー大司教セー オ ボルド をえば、一一四八年にエウゲニウス三世 (Eugenius 田) をえば、一一四八年にオングランドを告ることを禁じた。たとえば、一一四八年にオングランドを告ることを禁じた。たとえば、カーヴンは教会の選挙に干渉することを禁じ、さらに聖職者が、スティーヴンは和会の選挙に干渉することを禁じ、さらに聖職者が、スティーヴンは教会の選挙に干渉することを禁じ、さらに聖職者が自分の許可なくイングランドを告ることを禁じた。たとえば、スティーグンは教会の選挙に干渉することを禁じ、さらに聖職者が自分の許可なくイングランドを告ることを禁じた。たとえば、スティーグンは教会の選挙に対する支配は、アングロ・ノルスティーヴンは大田では、アングロ・ノルを記述を対する支配は、アングロ・ノルスティーヴンは、即位によりに対するとも歌が出来が、ことに対するとも歌が、ことを禁じた。

いを行ってしまった。セーオボルドは、「ローマ教皇庁 ないと誓ったが、イングランドへ帰るやいなや臣従の誓 ギルバートはグロスター修道院長として永くアンジュー た他の司教達はその叙任に関わることを望まなかった。 得ることなく行われたため、ランスの教会会議に出席し が、ギルバードの選挙がスティーヴンから助言と同意を った。ランスの教会会議においてギルバート・フォリオ(マイ) 対関係といったものを考えることができず、スティーヴ 派支持であり、ランスにおいて国王に臣従の誓いを行わ いようにと懇願したのは、まさにセーオボルド自身であ ンに対して断固たる態度を取ることはできなかった。ラ 時期においても依然として教会と国家の間の公然たる敵 ものとなりつつあったが、イングランドの聖職者はこの った。スティーヴンの地位は治世後半には次第に不利な(3) すことによって漸くランスへ達することができたのであ ットが新しくヘリフォード司教に任命され、サン・ト ンスの教会会議において教皇にスティーヴンを破門しな あった。そのため、 (Theobald)がその会議に出席することを禁止したので 君主と認めた者に対して臣従の誓いを拒否することに ル (St. Omer) でセーオボルドによって叙任された セーオボルドは秘かに小舟に身を隠 メ

より教会に分裂をもたらすことは司教には許されない(episcopo non licuerat ecclesiam scindere, ei subtrahendo fidelitatem quem ecclesia Romana recipiebat ut principem)」と述べ、ギルバートを弁護したのであった。

修道士ウィリアム・ ないようにと懇願せねばならなかった。 ティーヴンの足下で教会と国家の間に分裂を引き起こさ をあげることができず、ヘンリーとセーオボルドは、 ず、その会議への召喚を拒否した。多くの聖職者もまた ティーヴンは当然このような伝統に反した主張 見なし、国王を教会会議で裁こうとしたのであった。ス らば明らかに行き過ぎであった。 た。ウィンチェスター教会会議におけるヘンリー・ た。その結果、ウィンチェスター教会会議は大した成果 オブ・ソールズベリーの城塞を「教権 (spirituality)」と 的と見なされるように、 ブ・ウィンチェスターの行動は、 ヘンリーのこの行き過ぎた行動に従うことはできなか にイングランドの伝統的教会・国家関係に彩 られ てい 一一三九年の司教逮捕事件に対する教会の態度も同様 オブ・マームズベリー 教会人の伝統的信条から見るな ヘンリーはロジャー しばしばグレゴリウ アンジュー派の は この行為 を認 才 8

rentur)」と評しているのである。
et archiepiscopus quin tenorem officii sui prosequerentur)」と評しているのである。

序というものは考えられなかったのである。たとえ王権 ない。しかし、もし我々が司教逮捕事件をアングロ・ノ が内乱の中で弱体化したとしても、 視野から見るならば、その事件直後の教会の対応は十分 衝撃的な事件であったにもかかわらず、彼らは内乱の中 なかった。司教逮捕事件が当時の多くの聖職者にとって 対する態度は従来考えられていたほど敵対的なものでは 細に考察したように、司教逮捕事件直後の教会の国王に ある。それどころか、「アナキー」と呼ばれる内乱 くまで教会と国家の協調であり、国家権力のない世界秩 に予期されうるものであった。当時の教会人の理想はあ ルマン期及びアンジュー期の教会・国家関係という広い 会の態度は一見したところ不可解なものと写るかもしれ で国王を支持し続けたのであった。確かにこのような教 以上述べてきたように、また、本稿(上)において詳 を追求するということは考えられなかった 教会がただ無制限に ので の中

> 事件が、スティーヴンに対する聖職者階級の支持を損な 聖職者の間でも根強いものであった。 かりでなく、当時の国王行政を担っていた比較的下層 れであった。このような政治意識は、高位聖職者の間ば 「自由」の保護を求めて困惑するゲラシウス主義者 権に果敢に敵対し多大な「自由」を獲得するグレゴリウ 力の保護を必要としたのであった。スティーヴン治世 はなかったという結論も容易に理解されうるのである。 わなかったばかりでなく、国王行政をも崩壊させること ス主義者のそれではなく、弱体化した王権を 前に の一般的聖職者のイメージは、内乱の中で弱体化した王 でこそ、教会はその「自由」を守るために強力な世俗権 それ故、 司教逮捕 のそ して 0

Ì

- 30 「最も顕著な失策」であった。Davis, King Stephen, p. 勃発に至るまでの期間にスティーヴンによってなされた(鉛) たとえば、デイヴィスによれば、司教逮捕事件は内乱
- (5) この段階では、 Robert of Gloucester, Brian ftz-(5) この段階では、 Robert of Gloucester のみが女帝マティルダの

Stephen and Anglo-Norman Aristocracy', pp. 185-6. ホリスターによれば David, King of Scotland も一一二八年以来マティルダ派であったが、一一三八年の the Battle of Standard 以降、彼は、たとえ反乱の時期を狙っていたとしても、スティーヴンに公然と敵対してはいなかった(この時期に二枚の国王特許状がデイヴィッドの息子 Henry Earl of Northumbria に宛てられて いる。Regesta vol.iii., nos.410, 411.)。

本の(上記註(36)を参照)。Waleran Count of Meulan and Earl of Worcester, Regesta vol.iii., nos. 189, 787, 788 (?), 789, 790, 640, 16, 70, cf. 294 (?), 114; Robert Earl of Leicester, Regesta vol.iii., no. 16, cf. 437 (?); William de Warenne Earl of Surry, Regesta vol.iii., nos. 262, 437 (?), 16, 479 (?), 399; William d'Aubigny Earl of Sussex, Regesta vol. iii., nos. 920 (?), 437 (?), 399, 442; Simon de Senlis Earl of Northampton, Regesta vol.iii., nos. 920 (?), 437 (?); Hervey of Leon Earl of Wiltshire, Regesta vol. iii., nos. 411, 477 (?); Hervey of Leon Earl of Wiltshire, Regesta vol. iii., nos. 437 (?), 16, cf. 991; Alan of Brittany Earl of Surry, Regesta vol. iii., nos. 437 (?), 16, cf. 991; Alan of Brittany Earl of Surry, Regesta vol. iii., nos. 437 (?), 16, cf. 991; Alan of Brittany Earl of Surry, Regesta vol. iii., nos.

Richmond. Regesta vol. iii., no. 399; Robert Earl of Nottinghamshire and Darbyshire, Regesta vol. iii., no. 308 (concerned); Ingelram de Say, Regesta vol. iii., nos. 189, 787, 788 (?), 789, 921, 586 (?), 399, 114; Baldwin fitzGilbert de Clare, Regesta vol. iii., nos. 920 (?), 114, 442; Richard fitzUrse, Regesta vol. iii., nos. 273, 399, 114; Richard de Courcy, Regesta vol. iii., nos. 114, 442; Richer de l'Aigle Lord of Pevensey Castle, Regesta vol. iii., nos.787, 788 (?); William of Ypres, Regesta vol. iii., nos.627 (?), 410, 261, 477 (?), 478 (?), 16, 294 (?), 4 (?), 479 (?), 273, 114, 480;

リンカンの戦いにおいて国王側についたバロンは以下の通りである。William of Ypres, Waleran of Meulan, Robert of Leicester, William de Warenne, Simon de Senlis, Gilbert de Clare, William of Aumale, Alan of Brittany, Hugh Bigod, William Peverel, Ingelram de Say, Baldwin fitzGilbert, Richard fitz-Urse, Richard de Courcy, Ilbert de Lacy, Bernard de Bailliol, Roger de Mowbray. Davis, King Stephen, p. 53. Orderic Vitalis vol. vi., pp. 542-5. Henry of Huntingdon, pp. 271-5. John of Hexham, pp. 307 f. Gesta Stephani, pp. 112-3.

(51) ラウンドやクローンは適切にも行政の崩壊の原因を司

果をもたらした。この事件によりアンジュー伯ジョフロ ティルダ側に支持を変えたのであった。 えば、一一四一年以降のボーモン兄弟の行動もこのこと イングランドとノルマンディーの両方に所領を保有して この時代の多くのバロンはノルマンディーに、もしくは 58 (1973), pp.7f. アンジュー家によるノルマンディー ワはノルマンディーの征服を初めて本格的に開始し、結 ティーヴンの捕囚はノルマンディーにおいても深刻な結 相続した。そのため、ロバートが一一四一年以降もステ し、ムーラン伯ウォーレランはノルマンディーの土地を の所領のうちイングランドの土地のみを相続したのに対 により説明されるのである。レスター伯ロバートが父親 次第に女帝マティルダを支持し始めたのであった。たと の征服はイングランドの政治に深刻な影響を及ぼした。 局彼は一一四四年にフランス国王によりノルマンディー Reign of Stephen, pp.188, 218. リンカンにおけるス Round, Geoffrey de Mandeville, p. 56. Cronne, The 教逮捕事件よりはむしろリンカンの戦いに帰している。 ィーヴン側に留まったのに対し、ウォーレランは女帝マ いたため、一一四一年以降彼らの多くが所領保全のため Did Not Happen in Stephen's Reign', History vol. 公に任命されることになった。J.Le Patourel, 'What

していた。(52) ラーヌルフはロバート・オブ・グロスターの娘を妻と

- (3) William of Malmesbury, H.N., pp. 46 f. H.A. Cronne, 'Ranulf de Gernons, Earl of Chester, 1129–1153' T.R.H.S. 4 th ser. vol.x. (1937), p. 120. R.H. C. Davis, 'King Stephen and the Earl of Chester Rivised' E.H.R. vol. lxxv. (1960), p. 659.
- (54) Gesta Stephani, pp.110-3. この話は、Henry of
- (15) Davis, King Stephen, p. 53.
- (6) Orderic Vitalis, vol. vi., pp. 540-5, quatation from p. 540.
- た。上記註(51)参照。(57) これに関しては、ノルマンディーの問題が重要であっ
- (58) スティーヴン治世期の教会に関する伝統的理解につい of John (Cambridge 1931), pp. 175-90 を参照。
- 二頁。 ――中世の教会と権力―』(創文社 一九八五)、二一―二(5) M・パコー(坂口昂吉、鷲見誠一訳)『テオクラ シ ー

しかし、ゲラシウスは、他の場所で、皇帝は世俗的問題の「権力(potestas)」よりも重要であると述べている。を主張しながらも、教会の「権威(auctoritas)」は国王解釈がなされてきた。ゲラシウスは、教会と国家の協働ゲラシウスの教説は中世以来現代に至るまで相反する

を主張するためにも利用されてきた。ゲラシウスの教説 するグレゴリウス的テオクラシーの中間に位置するもの あるが、一応、ゲラシウス的国家観は、皇帝権の優位性 る教皇の優越性を主張するものであるという解釈につい は教会と国家の協働というよりはむしろ世俗権力に対す 性を主張するためにも、また同様に、世俗権力の独立性 の主張は、中世以来、教会権力の世俗権力に対する優越 N.J. 1980), pp. 10-11, 13-15. そのため、 ゲラシウス State 1050-1300, new printing (Englewood Cliffs, べている。 B. Tiernay, The Crisis of Church and らも他方の従属によって高められることはない」とも述 として理解する。 を前提とするカロリング的国家観と教皇の首位性を主張 会と世俗権力の恊働」という意味で使用する。粗雑では 照。本稿では、「ゲランウス的見解」という語を単に「教 治思想』(御茶の水書房 一九八三)、三六―四〇頁を参 ては、W・ウルマン(朝倉文市訳)『中世ヨーロッパの政 に、教会は宗教的問題に専念すべきであり、「そのどち

(6) パコー『テオクラシー』、三七―四九頁。

(6) 同書、八九一十一四頁。N. Cantor, Church, Kingship and Lay Investiture in England 1089-1185 (Princeton 1958), pp. 6-9: cf. G. Tellenbach (tr. by R.F.Bennett), Church State and Christian Society at the Time of the Investiture Contest (Oxford 1940).

スティーヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家(下)

- 学研究』、一二八号(一九七五年)、七四—八五頁。pp. 25-30. 山代宏道「ウィリアム一世の教会政策」『史
- Lanfranc of Bec (Oxford 1978) がある。 頁。ランフランクの本格的な伝記としては、M. Gibson, (3) 山代宏道「ウィリアム一世の教会政策」、七七─八○
- (4) F. Barlow, The English Church 1066-1154 (Long-man 1979), pp. 281-7. ウィリアム二世が争った際ウレーは、後にアンセルムとウィリアム・オブ・セント・カー かんり 子 いっぱい かんしゅう かんしゅう アンセルムの主要な敵対者となった。
- (65) Cantor, Church, Kingship and Lay Investiture, especially pp. 34-41. 山代宏道「一一〇七年ロンドン協約の成立―英国叙任権闘争についての一考察―」『史 学 がの成立―英国叙任権闘争についての一考察―」『史 学 っていなかったと主張している。これに対して、最近、 ウォーンはアンセルムは当初より少なくとも穏健なグレゴリウス主義者であったと考えるのに対し、サザーンは、アンセルムは非政治的人間であり、体系的な政治理念を持っていなかったと主張している。これに対して、最近、 ヴォーンはアンセルムの政治性を強調し、バーロウは、 アンセルムは大司教在職期間を通じてゲラシウス主義者であったと述べて いる。 Cantor, Church, Kingship and Lay Investiture, especially pp. 41, 81-5. R. W. Southern, St. Anselm and His Biographer (Cambri-

vol. iv. (1980), pp. 61-86, 'St. Anselm: Reluctant 305, roversy Reconsidered' Journal of Medieval History pp.311-2 を参照。). Barlow, The English Church ference on British Studies vol.6 (1974), pp.240-50 of Canterbury: The Philosopher Saint as Politician dge 1951), especially p. 122. S. Vaughn, 'St. Anselm ったということは否定できないであろう。 行動が当時の伝統的教会・国家関係とは異質のものであ 1066-1154, p.287. いずれにせよ、アンセルムの信条と に関する David Bates の書評 History vol. 67 (1982), Anglo-Norman State 1034-1136 (Woodbridge 1981) No cf. S.N. Vaughn, The Abbey of Bec and the Archbishop? Albion, The Proceedings of the Con-Journal of Medieval History vol.i. (1975), pp. 279-(但し、ヴォーンの研究を利用するには注意が必要であ 'St Anselm and the English Investiture Cont-

- (6) Cantor, Church, Kingship and Lay Investiture, pp.174-97, 226-34. 鈴木利章「イギリスにおけるグレゴリウス改革と国家観の世俗化―Theocratic Monarchyから Secular Monarchy へ―」『史林』、四九巻(一九六六年)、一一九―一二二頁。 Barlow, The English Church 1066-1154, pp.293-7.
- (67) 但し、一一〇七年以後も国王の神政的性格が完全に否

- vestiture, pp. 268 ff., 279-300.

 vestiture, pp. 268 ff., 279-300.
- (%) Barlow, The English Church 1066-1154, pp. 309 f.
- (3) D. Knowles, The Episcopal Colleagues of Thomas Becket (Cambridge 1951), especially pp. 140-54. C. Duggan, 'The Becket Dispute and the Criminous Clerks' B. I. H. R. vol. xxxv. (1962), pp. 1-28.
- yeux)司教に任命された。 叙任を阻止した。 但し、フィリップは後にバユー(Baが、ヘンリー・オブ・ウィンチェスターはフィリップの(71) スティーヴンはこの時 Philip d'Harcourt を選ばせた

AND CHARLES HEATE		V	r J	,	I E-IV	02.11	151514	1111	- na	uuo				1316	U . U	m	1 171			. o.					
<pre>X = attented * addressed * = formerred</pre>		ŷ	(60						140)									Das				Timbester			-1544)
# = Original charter Mo. = the charter number in Repeats vol.1111.		St and	June-11 Dec. 1139)	_ 1	L D			~ î	S	ury.	Spirt,	chury.	spark	i) Salistury	1139)	(6211	dite.) Khamota		9		at Sinch			H
(xiv) etc.= the scribal	2016	doresos	(P-11.2)	oth 1140	sh 1140) it Baford	_ =	1146)	Newby	4175-I	(BE Selisb	1138) t Selii	o 1139) t Selichury	39) L Salisbur	14) t 5st;	istnas	temas /	Sh tivili Camboo	39-11aD at Res	sh 1140 Jidge	arch 11 oridge	a		ver1ey	Hereford	(March-erd 1140 o oster, at Neutor
Number by T.A.P.Bishop Ab = Archbishop B = Bishop	testat	e fuja	(Z4 Jur	35-Mer	Marchard, a	9-1140 t Oxto	04 Day	39-Yord	(xiv) (11 Bec.1138-March 1e Grand, st Andover	cistmas 1739) Abboy, at selisbury	stms for, a	tristma tral, a	bres 11	bras 11	y c.Chr	y c.Chi	39-Marc ry, at	Shu-11.	39-Mary	at Cend	# A	tal,	at Da	at Her	(March
At = Abbot P = Prior	the number of actestations	the hurbor of being addressed and conserved)	(xiv)	No.452 (June-1139-Parch 1140)	No.453 (June 1138-March lightield Cathedral, at	S No.627 ? (11.39-1140)	cossibily bey al.	No.526 (Jine 1439-Norch 1148) St.Martin le Grand, at Redory	(xiv) 1 19 662	No.189 (c.Christmas 1139 Cirencester Abbuy, at sa.	# No.787 (c.Christmes 1138) Salisbury Cathedral, at Salisbury	# No.788 ? (c.Ohristmas Salisbury Cathodral, at	No.789 (c.Christnes 1139) Salishury Catheorel, at Sal	Cather Cather	No.640 (probadly c.Christmas St.Friosuide's Priory	No.641 (probably c.Christmas 1129) St.Frinhesuide's Priory	No.418 (June 1139-March 1748) Huntingdon Friory, at Cambridge	# No.388 (xx) (Snp.1139-11a9) Maurice fitzGeoffrey, at Beskhamstead	No.Z61 (June 1139-March 143) Ely Cathedral, ol Embridge	# No.262 (June 1139-March 1 Ely Cathedral, at Cembridon	No.411 (June 1135 Humtingdon Pilory	No.991 (25 Jan. crd 1140) St.Peter's Mochital, York,	No.921 (1140) maverity Abbay, at Maverley	No.263 (11ad) Ely Catherral, at Herofor	(xix) Fleice
Ad = Abchdosom E = Earl C = Sount	- mulpe	97.0	No.525	452	.453 (Cht 1elc	No.627	.920 ()	S26 ()	F No.543 (St.Martin 3	No.189 (c.Ch	No.787	40.788	789 (c.	.790 (c	.640 (p	. 141 ()	.410	No.308	5 .7	y Cath	ntingo	Peter	No.921 (baveriey	, 263 (y Cath	No.437
S - Sheriff William Fitzherbert Ab of York	-	(z)	ine it	2 1	8 -	th S	2 3	2 6	ಹೆ	8 1	-≅. ®	- 3	8 8	2 8	₽ #	\$ 16	2 ₹	e d	No.2	••. □	2 1	2 %	2 .5	≥ ∵	≈ @
Hugh Ab of Robert Roger B of Salisabry	0	(1)		L	-		-												_			_			
Henry of Blois & of Winchester	0	(2)	+		1			-					_	•		_						_			
Alexander D of Lincoln Everard of Calme B of Norwich		(7) (0)		\vdash	+	*	-	-	-	-	-	-		-	-	•	*	-	-				-		_
Robert de Béthune B of Hereford Aceimlf B of Earliste		(a) (a)		x	1	x				х	х	×			X	x			-			_		_	-
Robert H of Excter	1 (0)		Ê		È																х			
Bernard R of St.David's Roger de Clinton B of Chester	-	(2)		-	+	_	-	-		-	_	-	┢		-		-	-	-			X	┢.	<u> </u>	L
Walter At of Ramsey John P of Colchester	1	(0) (1)	_	-	F	-							-			F-			L		_		-	-	-
Roger Ad of Fécump	10	(B)	×					x		х	х	х	x		х			L	L				х		
Walter Ad of Exford Richard de Urville Ad of Buckingham	0	(0) (1)		L						X															
Matilda the Gueen Eustace the King's son		(0) (0)	-	-	╁	-	-	-	_	-		-	-		-		-		-	-		-	X	-	L
Salderic de Sigillo	0	(3)		Ę	Ļ			Ļ	-	Ļ	Ţ	Ţ.	Ļ				, v	X?	x	x		_	-		-
Philip d'Harcourt the Chancellor Robert de Gent the Chancellor	53	?(1?) ?(0)		X	×			X	X	X	×	x	X		X		X	ж?							x
William Martel the King's Steward Aubrey de Vere the Master Chamberlain		(D) (1)	X	x	x		_				X	×	\vdash	-		_	х	x	X	x			X	L	X
William de Pont-de-l'Arche Richard the Chamberlain	4	(0) (0)		Г			F			х	x	X	x	F		F	F		F	-	-	-		+	<u> </u>
Robert of Duersley the Butler	1	(0)	-	t	1							1	F	L	T		H		F	1			F		-
Richard de Boulogne the Chaplain Ralph the Queen's Chancellor	2	(D)	L	L	\vdash			x				L		E	Ŀ		L	1					x	L	1
Robert do Vere the Constable Robert d'Billy the Constable	7	(D)	F	x	-	x	F	x	-	x	x	x	x		+	-	F	-	F	H	F	-	H	H	+
Turgis de Avranches (the Constable?)	8	(D)		Ë	#		E			F		X	F	F	1			F					E	x	х
Henry of Essex Pagen S of Cembs and Hunts	1	(0)		t	+	L	\vdash	H		E	L				1		x	t	t		L	F		t	L
John fitzRobert de Chesney S of Norf Osbert Eightpence	_	(0)	-	-	+	F	H	H	H	H	-	-	+	-	+	-		H	-	-	\vdash	\vdash	-	F	-
Adam de Geaunay	1	(B) (D)	-		_	F	F		_			-	-	F	-			ļ.,	F				-	-	x
William d'Aubigny Brito William of Ypres	12	(0)	L			x	L								L	E	x	T	x						Ü
Beenger Brother of William of Ypres Richard de Lucy		(D)	-	-	+-	X	H	-		-		+	┝	-	-	╁	H	+-	-	-		-	-	-	-
Waleran C of Meulan Robert E of Leicester	8	(2) (1)	-	-	Ŧ	F	F	F		x	х	x	x	x	×	F	-	F	F	F	-		-	-	+
Geoffrey de Mandoville E of Essex	3	(5)						L	*	Ľ.		L	Ė	L			L	х		Ļ.				*	
William C of Marenne and E of Surrey William d'Aubigny E of Lincoln		(B)	-	\vdash	+		x			\vdash							-	\vdash		X					x
Simon de Senlis E of Northampton Earl Gilbert de Clare		(0) (0)	-	-	-	-	×	_	-	 	-	Ͱ	-	-	-	-	×	╁	┝	H	x	-	+	-	×
Hervey of Leon E of Wiltshire	2	(0)	L	F	L			_	-				Ε					ļ.	F				Ļ		Ļ
William C of Aumale and E of York Alam of Brittany E of Hichmond		(1) (II)	L		L				-					L	-							ľ	X	Ė	X
Robert de Ferrers [of Darby & Notts Henry of Scotland E of Northumbria		(1)	-		╁	-	-	-	-	-	-	-	-	┝	+	-	+	*	+	-		-		╁	+-
Hugh Bigod &Hiliam Pavorrel	1	(0)		F	1	ļ.,	F	E		<u> </u>			1		1	_	ļ-	F	F		-	_	-	_	Ι.
Ingelram de Say	В	(n) (0)	E		上					х	х	×	x	F				Ħ	t				x	1	-
Baldwin fitzGilbert de Elare Fulk d'Oilly		(0) (II)		х	L		X				x	x		t					_					-	
Richard filtsUrse Walter of Salisbury		(D)	-	-	⊬	-	┝		_	x	-	X	-	⊨	-	-	-	-		-			-	<u> </u>	-
Roger de Toeni	3	(0)	F	E	I						x	x			x			1	F			L		<u> </u>	F
Hichard de Cource Richard de Camelille	+	(G) (C)	H	Ι.																				\vdash	L
Richer de Laigin Baldwin de Richer		(0)	-	-	+		-		_	-	х	x	-	_	X	-	-	-	+-	-		-		ļ	+-
Barner de Loont Robert Avenel	2	(0) (0)	Γ.		F	F						х			-			<u> </u>	-			×	X		F
Mainfenin Brito	2	(0)			İ														L			Ê	^		_
Righ Make Bright de Layesp		(0)	_		+	х	X		_	1	-	F	-	-	-	-	-	F	-	-	-	-	-		-
ne Carry Medialar daniel Namint		(n) (e)			ļ							x													-
Huryl: du Chesney	1	(0)										Ĺ					-								
William of Glastonbury Hugh		(U)	-	-	L	_	_				_		-	_	_			х						_	_
ticharu de formanut: Suber on Alinoto	1	(m) (u)	_								_		_			_						x	x		F
Hugh fitzBernero of Noucastle	1	(D)									-												х		
Robert de Reliam Brother of Hugh Ingelram Pisce	-1	(n)												_		_						_	x		
Walter de Suckland Hugh de Bolbec		(u) (u)	_	H	-				-				-											_	_
insald de Bosco	1	(D)			П		_											_		_	=	_			
diliam de Pine Sobort of Newborous	- ;	(c)																				_			
	1	(a) (c)		H			-		\dashv							_				-	_				
	- 1																								
illiam de Demmatir illiam de Acco	:	_	-					- 1	\rightarrow										-	-+					
Illian de Demastic illian de Aum iumara fit/Novert alpri of Univertei	11	(0) (n)	-							_										i					
illien de Demmatin illien de Armi ichard fitzikuurt alpri of Entrasten glin	1	(0) (ii)												-				-		4	_				
Hilliam de Dommatio Hilliam de Armo Himaro fitzfiseart alpir of formanates gliss Hilliam fitzfirec Hilliam fitzfirmid	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0) (rr) (0) (0)															1								
Hillian de Demanio Allian de Arco Hichard fireformet Asiro de Bottostes gain Hillian fireforme Hillian fireform	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0) (n) (0) (0) (0) (0)																							
Allian de Demanio Sillian de Arri Historio filologia Solima de Arri Solima de Solima de Solima filologia Sillian filologia Sired Evenin Lyos de Mandesille Sobet Bervell	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n																							
William de Demanto Siliam de Aro- Siliam de Aro- Siliam de Aro- Siliam de Siliam de Siliam Siliam de Siliam de Siliam Siliam de Siliam de Siliam de Siliam Siliam de Siliam de Siliam de Siliam Siliam de Sili	1:11:11:11:11:11:11:11:11:11:11:11:11:1	(0) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n																							
William de Dematin William de Arra William de Arra William d'Arracte William d'Arract	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n																							
William de Demanto Siliam de Arco Siliam de Arco Siliam de Arco Siliam de Arco Siliam de Siliam Siliam Tischirac Siliam Tischirac Siliam Tischirac Siliam Tischirac Siliam Tischirac Siliam Sil	1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1	(0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1																*							
William de Dematin William de Arre Weignard (Thofacet Weignard	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n																1							
utilian de Salet classear l'Ella utilian de Dano Ellara (Elfahamat Ellara (Elfahamat Ellara (Elfahamat Ellara (Ellara (Elfahamat Ellara (Ellara (Ellar	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n																•							
Allian de Demanto Allian de Aros All	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1																+							

- 72) William of Malmesbury, H.N., p.33. Geoffrey Abbot of St. Albans は国王の意志に反するローマへの上訴は危険であると感じていた。Christina of Mark-yate, pp. 166-7.
- (?) Historia Pontificalis, pp. 41 f.
- (4) *ibid.*, pp. 6–8.
- English Church 1066-1154, p. 100. この時期のギルバート・フォリオットの態度は、彼のベケット論争中の態度の間の聖職者及びバロンの動向については、J.W.Lee-dom, 'The English Settelement of 1153' History vol. 65 (1980), pp. 347-64 を参照。しかし、一四九年以降の地位は尊重されていた。
- (2) Barlow, The English Church 1066-1154, p. 305.
- (云) William of Malmesbury, H.N. p.34.
- uel a uiris ecclsiasticis alienum regibus quasi preceluel a uiris eccls a uiris ecclsiasticis alienum regibus quasi preceluel a uiris eccls a uiris eccl

スティーヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家(下)

lentibus et ceteris potestatibus seruiendo sua iura seruare) Richard fitzNigel, Dialogus de Scaccario: The Course of the Exchequer, ed by C. Johnson, F.E.L. Carter and D.E. Greenway (Oxford 1983),

[付記] 最近、山代宏道氏により「スティーヴン王内乱期と なかった。